

後期高齢者医療制度 平成26・27年度 保険料改定のお知らせ

■問い合わせ
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

後期高齢者医療制度では、法律に基づき2年ごとに保険料率を見直しています。
保険料は、被保険者1人当たりいくらか決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計した額となり、対象となる被保険者全員に納めていただきます。
今年度から、賦課限度額（納付の上限額）が55万円から57万円へ変更になりました。

年間保険料
(限度額57万円)

=

被保険者均等割額
1人当たり 51,800円

+

所得割額
被保険者に係る基礎控除
後の総所得金額×9.88%

(平成24・25年度は限度額55万円)

(平成24・25年度は49,500円)

(平成24・25年度は9.6%)

■保険料軽減

- 被保険者均等割額の減額
世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が次のいずれかに該当する場合、被保険者均等割額が軽減されます。

世帯の所得状況（総所得金額等）	軽減後の額（年額）	軽減割合
「基礎控除（33万円）」を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯	5,100円	9割軽減
「基礎控除（33万円）」を超えない世帯	7,700円	8.5割軽減
「基礎控除（33万円）+24.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	25,900円	5割軽減
「基礎控除（33万円）+45万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	41,400円	2割軽減

- 所得割額の減額
所得割額を負担する人のうち、賦課のもととなる所得金額（基礎控除後の総所得金額等）が58万円以下の人（年金収入のみの場合の例としては、年金収入153万円から211万円までの被保険者）は、5割軽減されます。
- 被用者保険の被扶養者であった方の軽減
後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険（勤め先の保険）の被扶養者であった人は、所得割額は賦課されず、被保険者均等割額が9割軽減（年額5,100円）されます。

後期高齢者保険料・国民健康保険税

特別徴収の人は 4月から仮徴収が始まります

◆保険料(税)の特別徴収の方法

新しい年度になってしばらくは、保険料の算定の基になる市民税の課税、非課税の別や、所得金額が確定しないため、年間の保険料を決定することができません。このため、年金天引きされる特別徴収の人は、4・6・8月を仮徴収として平成26年2月分と同額を、暫定で年金から天引きし、10月分以降で1年分の調整を行います。

◆「仮徴収額決定通知書」を送付

- 平成26年4月から特別徴収が新たに始まる次の人には、保険料(税)の「仮徴収額決定通知書」を送付します。
- 平成25年8月2日から10月1日までに後期高齢者医療制度の加入者
 - 国民健康保険の世帯主が、平成25年8月2日から10月1日までに65歳となり、国保加入者全員が65歳となった世帯

普通徴収（納付書や口座振替で納付）の人は、6月からの納付となります。